



(差別の排除)

会員は、研究・教育・学会等の活動において理性に基づく公平性を基礎におき、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、自由と人格を尊重する。

(利益相反)

会員は、自らが行う研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

第33回臨時総会の決議3について

日本物理学会は、1967年9月、半導体国際会議への米軍資金導入に関して開かれた第33回臨時総会において、「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊から援助、その他一切の協力関係をもたない」という決議(決議3)を採択しました。

本会会員はこの決議を尊重されるようお願いします。なお、決議3の具体的な取り扱いについては、第522回委員会(1995.7.8)で下記のように決定されました。従来の方針および委員会議決の背景については、会誌50巻(1995)9号696ページ および765ページ をご参照下さい。

記

決議3の具体的な取り扱い

1. 会誌およびJPSJ等、学会の刊行する出版物に対する投稿、および学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする。
2. 学会が共催、協賛、後援する諸団体、学協会の会合および各国との国際協力については、主催組織が軍関係団体である場合には協力を断る。
3. 学会の会計で凍結されている米軍資金については、今後の検討課題とする。

注: 明白な軍事研究、および軍関係団体の範囲については、理事会の判断事項とし、拒否例が出た場合には代議員に報告する。この判断基準は国際常識に従い、研究費の出所のみで判断することはない。

学会活動	学会概要	刊行物	公益・教育活動
年次大会・秋季(春季)大会 領域Web 論文賞・若手奨励賞・物理教育功労賞 各種賞・助成公募 委員会 学会支部 日本学術会議との連携 受賞候補者等推薦のお願い 学術的会合情報 共催・協賛等の申請	会長メッセージ 副会長プロフィール 主な活動 沿革 歴代会長 名誉会員 賛助会員 組織図 行動規範 理事/監事 事業・収支 定款/細則/会員に関する内規	日本物理学会誌 広告掲載申し込み 掲示板投稿についてのご注意 物理系学術誌刊行センター JPSJ JPSJ注目論文 JPS Conference Proceedings PTEP PTEP招待論文・特集論文 「大学の物理教育」誌 講演概要集 各種刊行物 著作権と転載許可 戦前論文アーカイブ	キャリア支援センター 人事公募情報 男女共同参画推進委員会 物理教育委員会 ジュニアセッションについて 科学セミナー・公開講座・自然の不思議ー物理教室

■決議三にもとづく諸慣行の変更について

去る7月8日に開催された第522回委員会議において「決議三の取り扱いについて」と題する議案が承認されました。この議案は決議三にもとづく従来の慣行の変更を内容としております。

これにともない、従来年会・分科会の講演募集要綱とプログラムの冒頭に掲載していた次の文章を、本年秋の分科会のプログラムから掲載しないことになりました。

日本物理学会は、1967年9月、半導体国際会議への米軍資金導入に関して開かれた第33回臨時総会において、日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係をもたない」という決議（決議三）を採択しました。本年会（本分科会）に際しても、参加者各位はこの決議を尊重されるようお願いします。

今回の決定に至った事情については、本号696ページに、この決定をした当時の伊達第50期会長による説明が掲載されています。なお、上記文章の掲載中止を含む第522回委員会議の決定の内容は下記の通りです。

記

決議三の取り扱いについて

1. 決議三の改廃は総会でされるべきものであって、理事会が主となって行うのは適当ではない。
2. しかしながら、理事会としては決議三に伴う諸慣行で内外の誤解を招いたり、理事会として判断に苦しむ事例が多く、これを整理する必要があると考える。その具体案は以下の通りとする。
3. 学会は既にすべての会員に対し、研究成果の自由な発表を認めている。しかし、年会および分科会の講演募集要綱およびプログラムの第一頁に示されている次の文章（上記枠内の文章）は、国内、国外を問わず軍関係の諸機関に属する会員の個人の発表までを制限している、との誤解を招いている。これを避けるため、この文章は削除する。

ただし、毎年会誌1月号に、この文章の一部を次のように修正し、以下に述べられている4項、5項、および注1、注2記載の内容とともに掲載する。

○修正箇所：

「……本年会（本分科会）に際しても、参加者各位は……」→
「……本学会員は……」

4. 会誌およびジャーナル等、学会の刊行する出版物に対する投稿、および学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする。
5. 学会が共催、協賛、後援する諸団体、学協会の会合および各国との国際協力については、主催組織が軍関係団体である場合には協力を断る。
6. 学会の会計で凍結されている米軍資金については、今後の検討課題とする。

注1：明白な軍事研究、および軍関係団体の範囲については、理事会の判断事項とし、拒否例が出た場合には委員会議に報告する。この判断基準は国際常識に従い、研究費の出所のみで判断

することはしない。

注2：運営委員会等に軍関係者が数名入った程度の学術団体を軍関係団体等とは認めない。これはIUPAPや各国の物理学会、およびAAPSのような国際学術団体との協力を進めるためには必要なことである。

■会費の銀行口座自動振替、郵便貯金口座自動振替のお勧め

物理学会では、会員、事務局双方の便宜を考慮して、昨年度から会費の自動振替を導入致しました。今後は会費の払込は原則として自動振替にして頂く方針です。まだ自動振替の手続きをしておられない方は、この機会に是非手続きをお願い致します。つきましては10月中旬、1996年度の会費納入用の郵便振替用紙をお届けする封書に預金口座自動振替依頼書（銀行）、自動払込利用申込書（郵便局）、記入説明書を同封致しますので、是非次の要領で自動振替をご利用下さい。

なお、事前に用紙をご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。また転勤等で銀行を変更された方は、自動振替が出来ませんので改めて手続きをして下さる様にお願い致します。

■1996年度の正会員会費減額、配布欧文誌変更、および学生会員扱いの申込手续のお願い

—9月14日迄に手続きを済ませて下さい—

次の各項に該当する正会員と学生会員には、1996年度（1996年1月1日～12月31日）会費及び配布を受ける雑誌に関して、所定の手続きをとっていただく必要があります。

以下の説明をお読みのうえ、本号とじ込みの所定の用紙で9月14日迄に手続をお済ませ下さい。

1. 正会員会費減額の手続が必要な会員

次の各号に該当し、1996年度会費の減額を希望する会員（存学証明書の添付が必要）。

- 1) 学生会員のうち、大学の学部を今年卒業し大学院に進学した会員（1996年度から正会員になる）。
- 2) 1996年1月1日現在大学院在籍の正会員。ただし、現在会費減額の適用を受けており、かつ減額申込の際に提出した存学証明書により1996年1月1日現在も大学院生であることが明らかな場合は、手続は不要。

2. 配布欧文誌の変更手続が必要な会員

- 1) 1996年度から欧文誌の配布中止または変更を希望する場合。
○Journal of the Physical Society of Japan (JOURNAL)
○Japanese Journal of Applied Physics (JJAP)
○Progress of Theoretical Physics (PROGRESS)

- 2) 1996年度から上記欧文誌の新規配布を希望する場合。

3. 学生会員の申込手続が必要な会員（存学証明書の添付が必要）

1996年1月1日現在大学の学部に進学する正会員・学生会員。ただし、現在学生会員で、かつ学生会員申請の際に提出した存学証明書により1996年1月1日現在も大学の学部に進学することが明らかな場合は、手続は不要。

注意

- 1) 正会員会費減額の手続をしない場合は、大学院生であるかど



決議三の取扱い変更について

伊達宗行 〈第50期日本物理学会会長〉

会員諸兄姉も御存知のように、日本物理学会は1967年9月に開かれた第33回臨時総会において、「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係をもたない」という、いわゆる決議三を採択した。これが、提案、採択された直接の動機は、我が国で開かれた半導体国際会議に際して米軍資金の援助があったことに對しての反発であったが、冷戦という当時の米ソ両大国の対立の下にあって、物理学者はこれに関わりたくないという率直な気持ちの反映でもあった。

しかしながらこの決議三は採択直後から多くの問題を生じた。それは当初から予想されていたことだが、これが原則を示すだけのものであって、具体的な運用細則を含んでいないからである。社団法人としての日本物理学会（以下、単に学会と言う）は、その運営責任を理事会が持つのは当然であるが、一方、学会には独自の慣行に基づく委員会があり、理事会は委員会と相談しながら学会運営を行っている。したがって、決議三を踏まえての具体的な運営方法もその時々浮上した問題毎に理事会が委員会と相談して方針を定め、そしてそれを修正しながら進む、という方式がとられて来た。具体的には会誌24巻7号（1969）496ページの「臨時総会の決議三を実施するための方針について（訂正）」等に示されている現在の諸慣行はこうにして理事会が定め、委員会もこれを認めて来たのである。

しかし最近、委員会委員を含む本会会員の中から、この決議三を廃止すべきであるとの意見がしばしば出されるようになった。そして、これに対して廃止反対を唱える意見も出され、主として委員会場でかなり厳しい意見の交換が続いた。このような状況を見て理事会としても何らかの対応をとるべきであると考え、約半年かけて検討を続けて来た。これについては本年の物理学会誌1月号の巻頭言「昨今の理事会」において会長名で発言しているのでご覧いただきたい。

理事会の結論は次のように要約される。決議三そのものを廃止せよとの意見もあるが、廃止論の主流は決議三に伴う諸慣行の中に不適切なものがあるとの点が重要であり、歴代の理事会が困難を感じたのもこの点であって、決議三それ自体は物理学者の多数が支持していると思われる。また明白な軍事研究が学会内に持込まれるのも困るというのが会員の率直な気持ちであろう。そもそも決議三は総会の決定事項であり、理事会が一方的にこの改廃を決めるのは妥当性を欠く。これらの点を考慮すれば決議三そのものにはふれず、問題の指摘されている諸慣行の改正にポイントを置くべきであろう。

以上の視点に立って理事会は改正試案を作り、改正を全

くしないのをA案、この試案をB案として本年6月の委員会でアンケート調査を行った。その結果、B案支持が多数であったが、この案自体にもまた多くの修正意見が寄せられた。理事会ではこれらの御意見をもとに修正を行い、最終案を作成して7月の委員会に提出し、賛成97、反対12、白票および保留5という強い御支持を得て最終案が可決された。この案の全文については本誌会告欄に示されているので御参照いただきたい。

紙数も限られているので、ここではその詳細な説明は行わず、何がどう変わるのかの要点をのべる。先ずこれまで学会が主催する年会、分科会のプログラム等の冒頭に示されていた、決議三の尊重を要望した文章を削除する。この文章の内容にいささかの變更もないのだが、これが一人歩きして、年会や分科会に軍関係者の参加までを拒否しているように取られて来た面があり、歴代の理事会および学会事務局がその対応に時間をとられたり、誤解が口コミで更に拡大し、学会が不利益をこうむって来た。これを除去するわけである。但し、決議三の風化を防止するために学会誌の1月号に毎年これに見合う文章をのせることとした。

改正のつぎの大きな点は、学会が拒否するのは明白な軍事研究である、との点である。これまでは提出された論文等が軍事研究であるかどうかをめぐって理事会は多くの時間を使って来たが不毛な議論が多かった。それは軍事研究といえども基礎研究と連続的につながっており、境界を定めることが出来ないからである。したがって、これからは例えば武器の研究といった明白な軍事研究以外は自由である、という事でこの困難を除こうということである。また研究費が軍関係から出たり、軍関係者の研究が提出されても、その研究内容が明白な軍事研究でなければ拒否しない、ということであり、また、論文の謝辞に軍関係機関が入っているから拒否するとか、学会が共催等の協力をする諸団体に軍関係者が若干名入っているからといって協力を拒否することはしない、ということである。これらはいずれも国際的な慣行に従って国際対応をするために必要なことであり、これまで理事会が対応に困難を感じていた諸問題であった。

今回の修正によって、決議三に関する諸問題は内外に軋轢を生むことなく、その基本精神を損なうことなくスムーズに処理できるものと考えている。勿論、明白な軍事研究の定義等についてあいまいさが残ることは避けられず、また若干の問題点も残るが、理事会としては会員諸兄姉の御意見を踏まえながら今後も検討をつづけて行くつもりである。御協力をお願いしたい。

防衛産業政策の実行に向けた提言

2015年9月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経団連は、防衛生産・技術基盤の強化や装備品の国際共同開発・生産の推進に向けた提言を重ねてきた。昨年4月に防衛装備移転三原則^{#1}が閣議決定されてから、わが国と欧米やアジアの諸国等との間で防衛装備・技術協力に関する協議が進展している。経団連としても、各国の防衛関係者との意見交換を進めている。

こうした中で、防衛省改革の一環として、防衛省の2015年度予算には、装備品の効果的かつ効率的な調達や国際的な防衛装備・技術協力等を行うため、防衛省の外局として防衛装備庁の新設が盛り込まれた。本年6月10日に改正防衛省設置法が成立し、10月に防衛装備庁^{#2}が新設される予定である。

そこで、今般、防衛装備庁の政策に対して産業界の考えを反映させるため、「防衛産業政策の実行に向けた提言」を以下の通りとりまとめた。

1. 防衛産業の現状と環境変化

- (1) わが国を取り巻く状況
- (2) 防衛生産・技術基盤の現状
- (3) 防衛装備移転三原則をめぐる動向

2. 防衛生産・技術基盤の強化と装備品の国際共同開発等の推進

- (1) 技術開発力の意義
- (2) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
- (3) 装備品の国際共同開発・生産と海外移転の推進
- (4) 具体的プログラムの円滑な実施

3. 防衛装備庁への期待

- (1) 基本的な役割
- (2) 具体的な取組み
- ① 研究開発の強化

防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である。来年3月に策定される第5期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース（軍事・民生両用）の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである。こうした観点から、総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行うImPACT^{#8}を拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである。

また、基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである。その際、大学には、情報管理に留意しつつ、安全保障に貢献する研究開発に積極的に取組むことが求められる。本年度から、防衛省が大学等を対象として実施する安全保障技術研究の拡充も必要である。

防衛装備品にも応用可能な民生技術の積極的な活用

- 平成27年8月1日現在、7校の大学、7機関の国立研究開発法人等と研究協力等を実施中。新たな研究協力案件の締結に向け、所要の調整を実施中。
- 総合科学技術・イノベーション会議が推進する2大「国家プログラム」であるSIPとImPACTについて、デュアル・ユース技術として、その成果を活用することも視野に以下の取組を推進。
 - SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の対象課題である「革新的構造材料」について、関係省庁として参画
 - ImPACT（革新的研究開発プログラム）採用プログラムについて、必要に応じて協力を実施

SIP: Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

ImPACT: Impulsing Paradigm Change through disruptive Technologies

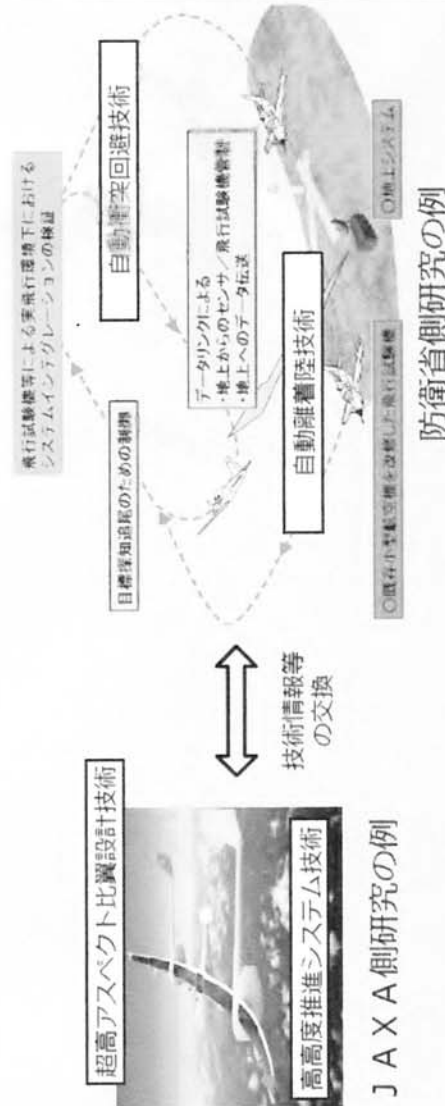
- 防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、フロンディング制度（競争的資金制度）である安全保障技術研究推進制度を更に推進（次頁掲載）。

最近の研究協力の一例

- 滞空型無人航空機技術の研究協力

（防衛省技術研究本部航空装備研究所
/JAXA航空技術部門）

【目的】 滞空型無人航空機に関する将来の研究開発に資するため、両機関が保有・推進する技術情報を相互に提供し、基盤技術の共有を図る。



革新的研究開発推進プログラム(ImPACT) Impulsing PARadigm Change through disruptive Technologies Program



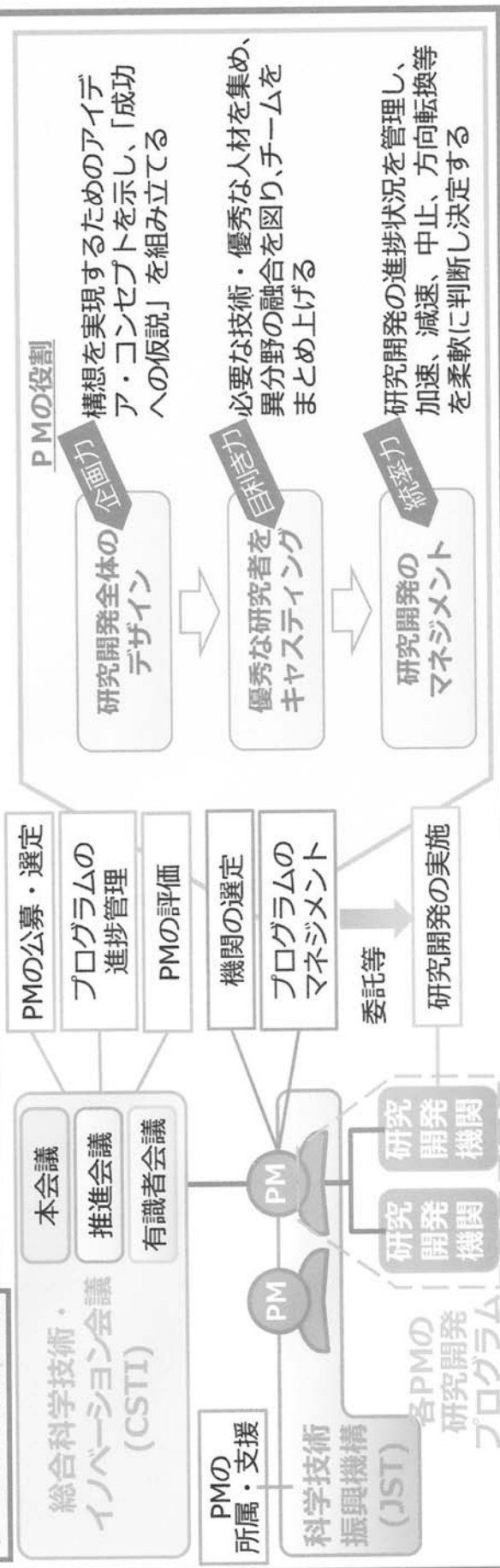
プログラムの目的

「実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出」を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する

プログラムの特徴

- ・ハイリスク研究による非連続イノベーションの創出において成功を収めた米国DARPA（国防高等研究計画局）の仕組みを参考
- ・研究者に対してではなく、プロデューサーとして研究開発の企画・遂行・管理等の役割を担うプログラム・マネージャー(PM)
- ・予算と権限を与える、我が国ではかつてない方式を導入
- ・PMが目利き力を発揮し、トップレベルの研究開発力を結集して革新的な研究開発を強力に推進

プログラムの仕組み



経緯

- ・「科学技術イノベーション総合戦略」及び「日本再興戦略」において創設が決定（平成25年6月閣議決定）
- ・平成25年度補正予算に550億円を計上し、「独立行政法人科学技術振興機構法」の一部を改正して5年間の基金を設置
- ・CSTIがPMを公募し、平成26年6月に12名、平成27年9月に4名を選定し、平成30年度末まで研究開発プログラムを実施

2 目指すべき3つの方向性

(1) 安全保障技術に関する司令塔機能等の構築

安全保障に関する科学技術戦略を策定し、政府部内はもとより、民間を含む、わが国の技術的リソースを糾合するとともに、民生分野のイノベーションを導入（デュアルユース技術⁴の活用等）し、卓越した装備品の開発を可能とすることで、わが国が「技術的優越」を確保するための政府内の司令塔機能を構築する。

【具体的な施策】

① 司令塔機能の整備

安全保障に資する科学技術については、国家安全保障会議及び総合科学技術・イノベーション会議がそれぞれの役割に応じて主導しつつ、関係各本部を含めた各省庁との新たな連携体制を構築し、当該分野における戦略を策定し、その実施を担保するための司令塔機能を整備すること。

② 総合科学技術・イノベーション会議への防衛大臣の参加

文部科学省、経済産業省に次ぎ、政府内における研究開発費の第3位の実施主体である防衛省の大臣が総合科学技術・イノベーション会議の構成員⁵に入っていない。安全保障の観点から科学技術・イノベーションに関与することを目的として、防衛大臣を当該会議の構成員に追加すること。

③ 日本版 DSB⁶の設立

政府内に、安全保障上特に重要な科学技術分野の課題について、科学技術や安全保障の専門的知見を有する有識者による調査・分析・評価及びこれらに基づく提言等を行う態勢（日本版 DSB）を構築すること。

④ 防衛装備庁の人員拡充、外部組織の活用や新組織設立、目利き人材の登用

防衛装備庁の研究開発に従事する職員数は、諸外国と比較しても著しく劣勢であり、人員の拡充を図りつつ、これを支える人員について、自衛隊OB等も含め外部からの登用を検討すること。また、デュアルユース技術をはじめとする研究開発に必要な各種情報の収集・分析・評価、並びに目利き能力を持った人材の登用を図るため、政府系研究組織との連携強化も含め、外部の組織（政策関連シンクタンク、技術研究実施の研究機関等）の設立・活用について検討すること。

⑤ 技術管理の体制強化と、それらに関する知識の普及

機微技術の管理体制の更なる強化を図り、オープンな議論の場においても、

⁴ 防衛・民生双方に活用可能な技術（防民両用技術）。米国などにおいては、科学技術の研究開発は、デュアルユース技術たり得ることを前提に行われており、インターネットやGPS等、防衛目的の研究開発が民間にもイノベーションをもたらし、経済成長に大きく寄与している。

⁵ 現在の閣僚の構成員は、内閣総理大臣、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣。

⁶ 米国DSB（Defense Science Board）とは、国防技術を戦略的に育成し、将来の軍事戦略や科学技術動向の分析に基づく具体的な技術戦略・課題等についての提言を行う有識者会議。